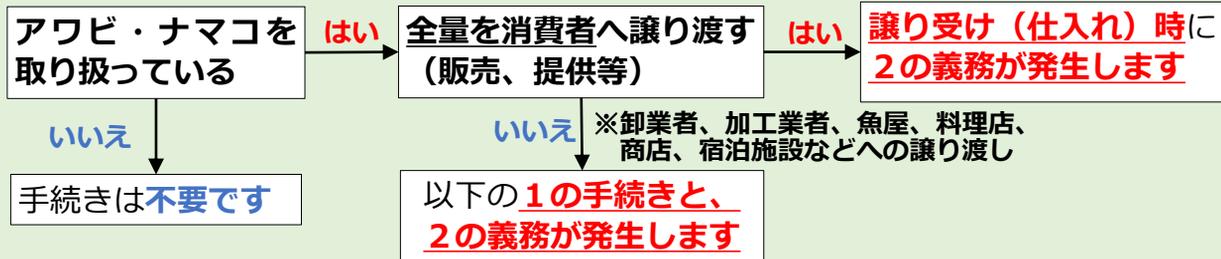


アワビ・ナマコを取り扱う事業者のみなさまへ

※加工・流通、輸出入、養殖、小売、宿泊、飲食店事業者等

令和4年12月1日から、アワビ、ナマコ（加工品含む）を販売、加工、輸出等をする方は県等への手続が必要です。

◆フロー図で、ご自身に必要な手続についてご確認ください。



- 1 県又は、国への届出（取扱事業者の届出）
- 2 漁獲番号等の情報伝達、取引記録の作成・保存

※届出なしに譲り渡し等を行った場合は、50万円以下の罰金が科せられる場合があります。

1. 県又は、国（農林水産省）への届出（取扱事業者の届出）

(1) 届出事項

※令和4年6月1日から受付開始。事務処理の都合上、**令和4年11月10日頃までに**届け出てください。

- ①氏名又は名称、住所
- ②事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地※
- ③取り扱う種類（アワビ、ナマコ）

※関係する全ての事務所等について届出してください。

注：届けた事項に変更が生じた場合は、**その都度変更届**が必要です。

(2) 添付書類

- ①住民票の写し等（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）
- ②代理人が届出を行う場合は、委任状等（事業者に代わって所属団体等が代理届出することが可能）

※**電子申請（eMAFF）**で申請する場合は、①は省略可能です。

(3) 届出先

届出する者	届出先
県域事業者 (事務所等が一つの都道府県の区域内（島根県内）にのみある事業者)	島根県（各地方機関）
広域事業者 (事務所等が複数の都道府県にある事業者)	国（農林水産省）

(4) 届出方法

- 原則、**電子申請（eMAFF）**で届出を行ってください。
- 行政庁が受理後、**届出者へ事業者割振り番号が通知**されます。

※ eMAFFの利用方法や具体的な届出方法については、別途「届出操作マニュアル」をご覧ください。

※ **eMAFFでの届出が困難**である場合に限り、行政庁に対し、**書面での届出も可能**です。

eMAFF で検索

右のQRコードからもアクセスできます→



2. 漁獲番号等の情報伝達、取引記録の作成・保存

(1) 漁獲番号等の情報伝達

○譲り渡し先へ以下の情報を伝えてください(注1)。

- ①漁獲物の名称
(アワビ、ナマコ)
- ②重量又は数量
- ③譲り渡した年月日
- ④譲り渡した取扱事業者の
氏名又は名称
- ⑤漁獲番号又は荷口番号
(輸入又は養殖の場合は
その旨を記載)

納品伝票を活用した伝達例

納品伝票		2022年12月1日		
送り先 △△商事 住所 △△県△△市00-00 電話番号 000-000-0000	出荷者 ○○○水産 住所 ○○県○○市00-00 電話番号 000-000-0000			
荷口番号: 5234567 221201 XXX				
No.	品名	数量	金額	備考
1	ナマコ (○○県産)	50kg	100,000	
2				
3				
4				

- ①漁獲物の名称
- ②重量又は数量
- ③譲り渡し、引き渡しした年月日
- ④取扱事業者の氏名又は名称
- ⑤漁獲番号
(輸入又は養殖の場合はその旨を記載)

事業者別振替番号 取引年月日 取引番号
荷口番号: 5234567 - 221201 - XXX

伝票を渡す際に、取引年月日6桁を記載
(西暦下2桁+年月日4桁)

取引番号3桁は、取引実態等に合わせ
柔軟に設定。
※ナマコ、アワビは分けてください。
(例: アワビ XX0、ナマコ XX5)

※**漁獲番号**: 採捕者が譲り渡しする際につける16桁の番号
荷口番号: 流通過程で荷口の統合・小分けをする際に、取扱事業者で新たに附番する16桁の番号

(2) 取引記録の作成・保存

○譲り受け・譲り渡し時に作成してください。

- 取引記録の内容
- ①漁獲物の名称 (アワビ、ナマコ)
 - ②重量又は数量
 - ③譲り受け、譲り渡し、廃棄等した年月日
 - ④譲り受け、譲り渡し先の氏名又は名称
 - ⑤漁獲番号又は荷口番号

※取扱事業者が漁獲番号に代えて荷口番号を伝達した場合は、**対応する漁獲番号の記録・保存**が必要

○保存期間: **3年間**

請求書 2022年12月○○日

(株)△△商事 御中
住所 △△県△△市○-○
電話番号 000-000-0000

12月請求分: 370,000円 (税込込み)

日付	品名	数量	金額	番号
12/1	ナマコ	50kg	100,000	5234567221201XXX
12/7	ナマコ	30kg	60,000	5234567221207XXX
12/15	ナマコ	70kg	210,000	5234567221215XXX

(有)○○○水産
住所 ○○県○○市○-○
電話番号 000-000-0000

取引記録の作成・保存例

(注1) 消費者へ直接譲り渡し(販売、提供等)する場合

○2.(1)の「情報伝達」は不要ですが、2.(2)に従い、「自身が譲り受けた際(仕入れ)の取引記録の作成・保存」は必要です。

◆制度の詳細については国のHPをご覧ください。

水産流通適正化法 届出 で検索

右のQRコードからもアクセスできます→



県内のお問い合わせ先

お住まいの地域	連絡先
隠岐地域	〒685-0015 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 島根県隠岐支庁農林水産局水産課 ☎:08512-2-9669(島後)・08514-7-9106(島前) ✉ okinorin@pref.shimane.lg.jp
東部地域	〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-1 島根県東部農林水産振興センター水産課 ☎:0852-32-5703 ✉ tobu-suisanka@pref.shimane.lg.jp
西部地域	〒697-0041 島根県浜田市片庭町254 島根県西部農林水産振興センター水産課 ☎:0855-29-5638 ✉ seibu-noshin@pref.shimane.lg.jp
—	〒690-8501 島根県松江市殿町1 島根県沿岸漁業振興課 ☎:0852-22-6772 ✉ :engan_gyogyo@pref.shimane.lg.jp

◆島根県沿岸漁業振興課HPにも情報を掲載しています

島根県 水産流通適正化法 で検索

右のQRコードからもアクセスできます→

